

平成21年3月27日

全国健康保険協会
理事長 小林 剛 様

全国健康保険協会
運営委員会

平成21年度の都道府県単位保険料率の決定について

標記については、本日、都道府県単位保険料率を含む定款の変更案を了承する。

また、これまでの本委員会や支部評議会における議論を踏まえると、今後、特に下記の点が重要であると考えるので、国への要望も含め、しかるべく対応を図られたい。

記

1. 都道府県単位保険料率については、従来の全国一律の保険料率からのはじめの移行であり、その考え方や仕組みも含めて、国と協会が連携して、加入者や事業主の皆様をはじめ国民の理解が得られるよう、十分な周知広報を行うこと。
2. 今般の激変緩和措置については、支部評議会の意見も聴取のうえ、都道府県単位保険料率への移行の初年度であることが十分に考慮されたことは評価できるが、方針の提示が遅かったことは大変遺憾である。今後の都道府県単位保険料率の変更の審議に当たっては、支部評議会からの議論が適切に積み上げられることが重要であり、そのためにも、平成22年度以降の取扱いについては、支部評議会の意見を引き続き十分に聴取するとともに、早期に方針が示されるようにすること。
3. 都道府県単位保険料率の算定方法については、年齢構成や所得水準等以外の要因について調整が行えないか等の意見もあったが、今後、各都道府県の医療費等の分析に努め、エビデンスやデータの利用可能性等も含め、適切な仕組みはどうあるべきかについて、さらに検討を行っていくこと。